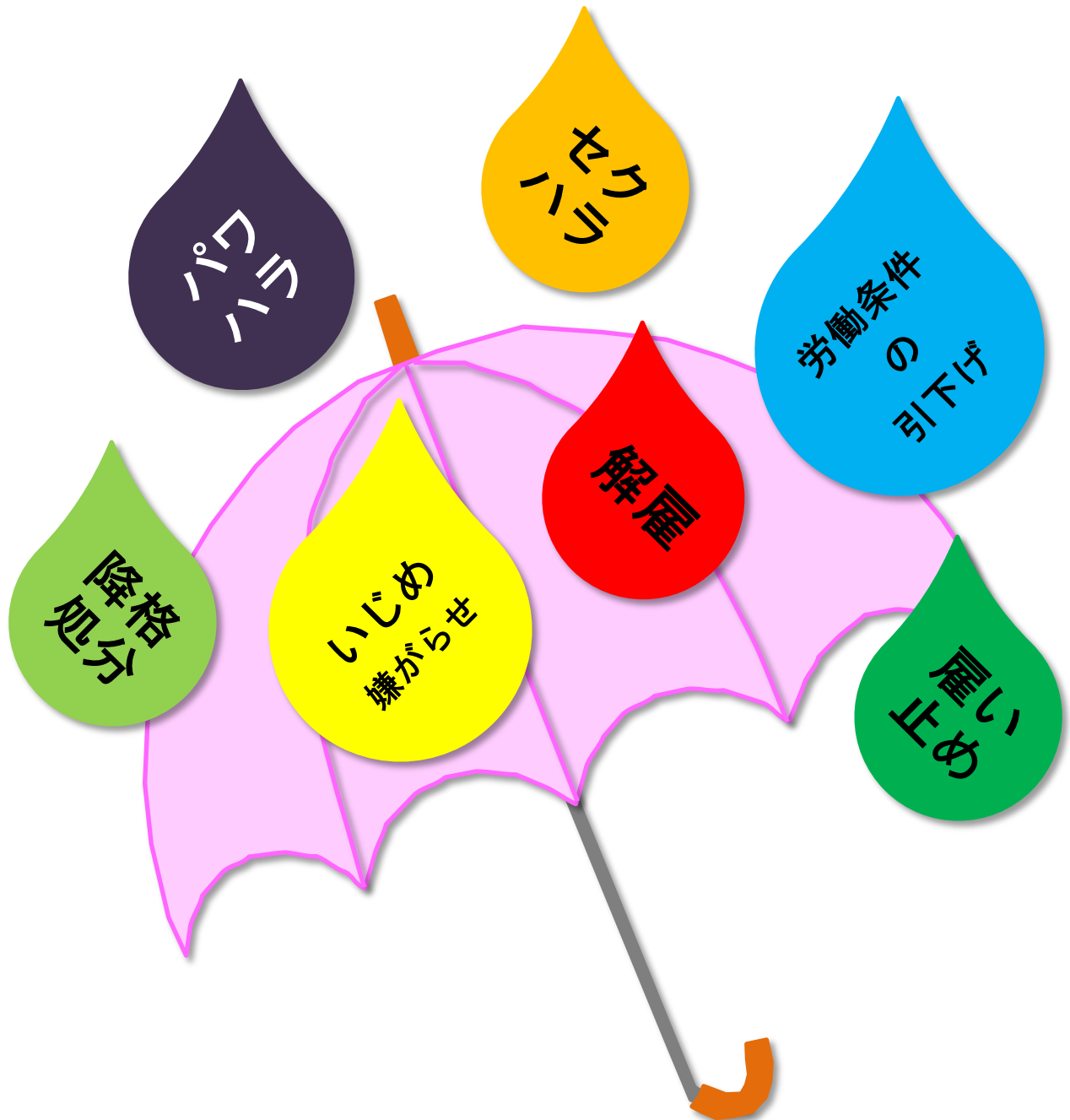


職場のトラブルでお困りの労働者、事業者の皆様へ
労働相談・個別労働紛争解決制度のご案内！



(高知) 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

職 場 の ト ラ ブ ル で お 困 り の 方

まずは相談したい方は・・・

労働相談機関・団体

スタッフが皆さんからの労働相談を受けし、解決に向け適切なアドバイスを行います。また、必要に応じて他の機関、団体を案内し、制度等をご紹介します。

- 都道府県労働局総合労働相談コーナー
- 都道府県労働局雇用環境・均等室
- 都道府県労働委員会
- 日本司法支援センター（法テラス）
- 弁護士会
- 司法書士会
- 社会保険労務士会

案内
紹介

紛争解決制度を利用したい方は・・・

労働紛争解決機関・団体

裁判外紛争解決制度（ADR（注１））・裁判制度によって、個別労働紛争（注２）の解決を図る機関・団体です（紛争の内容によっては制度対象とならない場合もあります）。

★ADR を利用する場合

- 都道府県労働局雇用環境・均等室（紛争調整委員会）
- 都道府県労働委員会
- 弁護士会紛争解決センター
- 司法書士会調停センター
- 社労士会労働紛争解決センター

★裁判制度を利用する場合

- 地方裁判所
- 簡易裁判所

【注１】

裁判外紛争解決制度（ADR）とは、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」です（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第１条より）。

なお、高知弁護士会では紛争解決センターは設置されておりません。また、高知県司法書士会では調停センターは設置されておりません。

【注２】

個別労働紛争（個別労働関係紛争）とは、「労働条件その他労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。）」とされます（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第１条より）。

労働相談・個別労働紛争解決機関・団体、サービス、制度のご紹介

次ページ以降に、(高知)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

— 目次 —

高知労働局雇用環境・均等室	1～2 ページ
高知県労働委員会	3 ページ
日本司法支援センター高知地方事務所(法テラス高知)	4 ページ
高知弁護士会	5 ページ
高知県司法書士会	6 ページ
高知県社会保険労務士会	7 ページ
高知地方裁判所	8 ページ
高知県内の簡易裁判所	8 ページ

(高知)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)は、高知県内での労働相談、個別労働紛争解決制度を有する機関・団体の相互連絡、情報交換を目的として平成14年に設立されました。以降、年1回の定例会議の他、各機関・団体の問合せ先等一覧ガイドの作成や合同研修会、合同広報活動を実施しています。

連絡協議会構成機関、協力機関・団体は以下のとおりとなります。なお、連絡協議会事務局は高知労働局雇用環境・均等室となります。

【構成機関】

高知労働局雇用環境・均等室、高知県労働委員会
高知県商工労働部雇用労働政策課

【協力機関・団体】

高知地方裁判所、法テラス高知、高知弁護士会、高知県司法書士会、
高知県社会保険労務士会

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
（雇用環境・均等室） 高知労働局	●高知労働局総合労働相談コーナー （住所） 高知市南金田 1-39 高知労働局 4 階 （電話） 088 - 885 - 6027 ●高知総合労働相談コーナー （住所） 高知市南金田 1-39 （高知労働基準監督署内） （電話） 088 - 885 - 6010	総合労働相談	【サービス内容】 不当解雇、雇止め、いじめ・嫌がらせ、パワハラ の相談他労働に関係する事項全般を受け付けて います。 （相談内容に応じて他部署、機関等をご紹介します 場合もあります。） 【費用】 相談は無料。電話相談の場合、通話料は相談者 負担。 【相談方法】 電話、又は面談。予約は不要。 【相談日時】 ●高知労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜 8:45～17:00 ●その他総合労働相談コーナー ・高知 月曜～金曜 8:30～16:30 ・須崎 月曜～金曜 9:00～17:00 ・四万十・安芸 月曜～金曜 8:45～16:45 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けてい ません。
	●須崎総合労働相談コーナー （住所） 須崎市緑町 7-11 （須崎労働基準監督署内） （電話） 0889 - 42 - 1866 ●四万十総合労働相談コーナー （住所） 四万十市右山五月町 3-12 （四万十労働基準監督署内） （電話） 0880 - 35 - 3148	高知労働局長に よる助言・指導	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、高知労働局長 が紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、 解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主 的な解決を促す制度です。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は高知労働局雇用環境・均等室、又は総合 労働相談コーナーにお問い合わせください。
	●安芸総合労働相談コーナー （住所） 安芸市矢ノ丸 2-1-6 （安芸労働基準監督署内） （電話） 0887 - 35 - 2128	高知紛争調整 委員会による 「あっせん」	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、高知労働局か ら委任を受けた高知紛争調整委員会（弁護士等の 委員で構成）から選任された 1 名のあっせん委員 により「あっせん」を開始します。当事者間であ っせん案に合意した場合、受託されたあっせん （案）は民事上の和解契約効力を持ちます。なお、 相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の 見込みがない場合及び合意が図られない場合、あ っせん手続きは打ち切り終了となります。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は高知労働局雇用環境・均等室、又は総合 労働相談コーナーにお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
(雇用環境・均等室) 高知労働局	●高知労働局雇用環境・均等室 (住所) 高知市南金田 1-39 高知労働局 4 階 (電話) 088 - 885 - 6041	相談	【サービス内容】 職場における男女差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取り扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業等の取得、パートタイム労働等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けます。 (相談内容に応じて他部署、機関等をご紹介します場合もあります。) 【費用等】 相談は無料。電話相談の場合、通話料は相談者負担。 【相談方法】 電話、又は面談。予約は不要。 【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
		高知労働局長による助言、指導、勧告	【制度概要】 労働者と事業主との間で、職場における男女差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、雇用環境・均等室が紛争当事者に対して紛争の問題点を指摘し、当事者に対し必要な助言等を行うことにより援助する制度です。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は高知労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。
		高知紛争調整委員会による「調停」	【制度概要】 労働者と事業主との間で、職場における男女差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、高知労働局長から事案の委任を受けた高知紛争調整委員会（弁護士等の委員で構成）により「調停」を開催します。当事者間で調停案に合意した場合、受託された調停案は民事上の和解契約効力を持ちます。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は高知労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
高知県労働委員会	●高知県労働委員会事務局 (住所) 高知市丸ノ内2丁目4-1 県北庁舎4階 (電話) 088 - 821 - 4645	労働相談	【サービス内容】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。 【費用】 相談は無料。通話料等通信料金は相談者負担。 【相談方法】 面談、電話、 Eメール (240101@ken.pref.kochi.lg.jp)  【相談日時】 月曜～金曜日（祝祭日、年末年始は除く） 8:30～17:15
		個別的労使関係調整制度（あっせん）	【制度概要】 労働者と使用者との間で生じた紛争について、専門的知識を持った経験豊かな労働委員会の委員（公労使三者構成）が公正・中立な立場で、労使双方からそれぞれ主張を聞き、問題点の整理や解決策の検討を行い、自主的な解決のサポートをします。 なお、相手方が「あっせん」への不参加の意思表示を行った場合、解決の見込みや合意が図れない場合、同手続きは終了となります。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は、高知県労働委員会事務局にお問い合わせください。

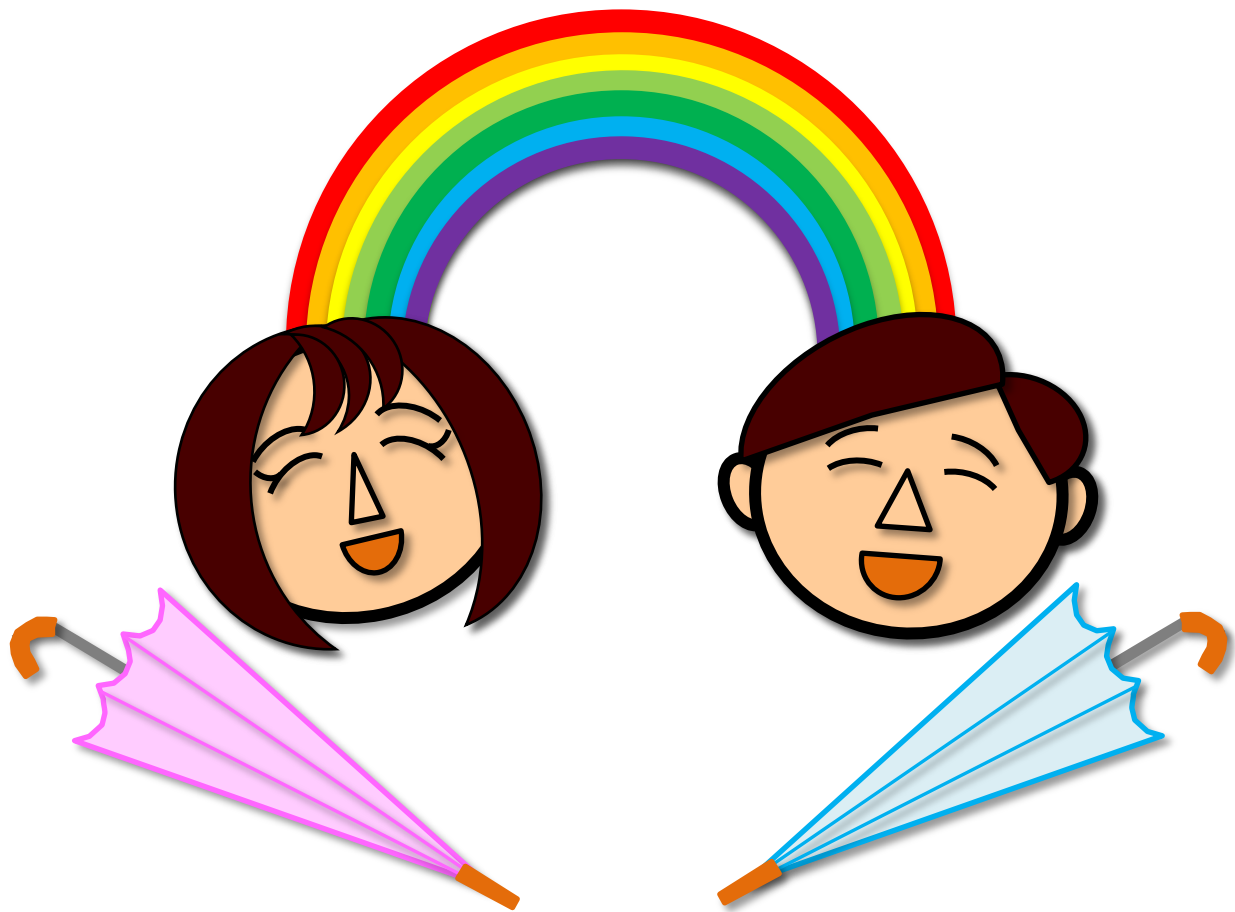
	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター高知地方事務所（法テラス高知）	●法テラス高知 （住所） 高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2 F （電話） 050-3383 - 5577 ●サポートダイヤル （電話） 0570 - 078374 ※PHS、IP 電話からは「03 - 6745 - 5600」にお電話ください。	情報提供	【サービス内容】 職場に関する相談等、あらゆる法的トラブルでお悩みの方に対し、適切な法制度や関係機関（法律相談・公的機関窓口等）の紹介をしています。 【費用】 相談は無料。通話料は相談者負担。 【利用方法】 電話、来所。 【受付日時】 ●法テラス高知 平日 10:00～16:00 （昼休み 12:00～13:00） （土日祝祭日休業） ●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜祝祭日休業） 【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていない。
	●法テラス高知 （住所） 高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2 F （電話） 050-3383 - 5577	民事法律扶助	【サービス内容】 収入や資産の少ない個人の方を対象に民事の無料法律相談や弁護士・司法書士の費用の立て替えを行っています。 【費用】 法律相談は無料 【利用方法】 来所による面談（要予約） 【相談日】 ●弁護士相談（一般相談） 毎週火、木曜日 13:00～16:00 ●司法書士相談（多重債務相談） 毎週水曜日 13:00～16:00 【注意点】 ★収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 ★予約受付は法テラス高知で行っています（平日 9:00～17:00、土日祝祭日休業）。 ★相談時間は 30 分程度です。相談回数には制限があります。 ★電話での法律相談は行っていない。
	●法テラス高知 （住所） 高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2 F （電話） 050-3383 - 5577 ●犯罪被害者支援ダイヤル （電話） 0570 - 079714 ※PHS、IP 電話からは「03 - 6745 - 5601」にお電話ください。	犯罪被害者支援	【サービス内容】 犯罪被害者に対する損害・苦痛の回復、軽減を図るための法制度や相談窓口に関する情報を提供します。さらに、弁護士等による支援を必要とされる場合には、こうち被害者支援センターと連携を取りながら、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士や支援員による相談の取り次ぎなどを行っています。 【費用】 相談は無料。通話料は相談者負担。 【利用方法】 電話、来所。 【受付日時】 ●法テラス高知 平日 9:00～17:00 （土日祝祭日休業） ●犯罪被害者ダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜祝祭日休業）

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
高知弁護士会	●高知弁護士会 (住所) 高知市越前町1丁目5番7号 (電話) 088-872-0324 (HP) http://www.kochiben.or.jp/index.html ●高知弁護士会法律相談センター (電話) 088-822-4867(※相談予約専用電話)	法律相談	【サービス内容】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、クレジット・サラ金、商工ローン、刑事事件、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。 【費用】 相談料 45分5,400円 【利用方法】 法律相談を希望される方は、高知弁護士会法律相談センターに電話予約をお願いします。 なお、1日の相談者数は4名までとなっています。 【相談日時】 月曜、火曜、木曜 13時から16時まで。
		無料法律相談	【サービス内容①】 弁護士会が無料で実施している法律相談ですが、場所、時間等について制約があります。詳細は高知弁護士会にご確認ください。 ●四万十 毎月第2,第4木曜日 10:30～14:30 ●佐川 毎週金曜日 13:00～16:00 ●室戸 毎月第1,第3木曜日 13:00～16:00 【サービス内容②】 地方自治体、各種団体主催の無料法律相談に協力し、法律相談を実施しています。相談内容は、主催する団体により(イ)法律一般相談、(ロ)交通事故相談、(ハ)クレジット・サラ金等金銭債務に係る相談に分かれています。 実施している主催機関、日時、相談内容等詳細については、高知弁護士会にお問い合わせいただくか、高知弁護士会ホームページにてご確認ください。 ご利用に当たっては、事前に、高知弁護士会ホームページ記載の各主催機関の連絡先(主催者により異なります。)に電話連絡の上、ご予約ください。なお、地方自治体主催の法律相談は、あらかじめ、当該自治体に「在住又は在勤」の方に限定されている場合がありますので、事前ご確認ください。 また、多くの方に利用していただくため、相談者一人あたりの相談時間が限られておりますので、あらかじめ相談内容(事実関係や聞きたいこと)を整理されるようお願いいたします。
●愛媛県弁護士会 (住所) 愛媛県松山市三番町4丁目8番地8 (電話) 089-941-6279 (HP) http://www.ehime-ben.or.jp/inf_fns.htm		紛争解決センターによるあっせん、仲裁制度	【制度概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続等の紛争について、裁判所を使わず紛争解決を図る制度です。いずれの問題にしても弁護士が関与して紛争の円満解決を図るものです。 【費用】 有料。 【その他】 費用、手続き等の詳細は、愛媛弁護士会にお問い合わせいただくか、愛媛弁護士会のホームページをご確認ください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
高知県司法書士会	●高知県司法書士会総合相談センター (住所) 高知市越前町 1-6-32 高知県司法書士会館 (電話) 088-825-3143	無料法律相談	【サービス内容】 給料不払いなどの労働問題、クレジット・サラ金等の借金返済、敷金問題、相続、不動産の売買や贈与（名義変更）、交通事故の物損、成年後見制度、クーリング・オフのような消費者トラブルなどについて、司法書士が解決に向け親身になって相談をお受けします。 【費用】 無料。 【利用方法】 要電話予約。なお、予約状況、相談内容等により日時のご希望に添えない場合もあります。 【相談会場・相談日時】 ●高知県司法書士会館 毎週土曜日 13:00～15:00 ●四万十市社会福祉センター 毎週土曜日 13:00～15:00 ●安芸市総合社会福祉センター 第1, 第3 土曜日 10:00～12:00 ●須崎市立市民文化会館 第1, 第3 土曜日 13:00～17:00 ●高知県司法書士会館（※後見相談に限ります。） 毎週水曜日 18:30～20:00
		法テラス民事法律扶助相談	【サービス内容】 司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、法テラス（日本司法支援センター）と契約している司法書士の事務所、または指定相談場所において受けられる無料相談であり、資力（収入や保有資産）が一定額以下である方を対象としています。なお、相談回数には制限があります。また、司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、その内容が140万円を超えない請求等に限定されます。 【費用】 無料。 【利用方法】 要電話予約。なお、予約状況、相談内容等により日時のご希望に添えない場合もあります。 【相談会場・相談日時】 ●高知県司法書士会館 毎週土曜日 15:00～17:00 ●四万十市社会福祉センター 毎週土曜日 15:00～17:00 ●高知県司法書士会館（※多重債務相談に限ります。） 毎週水曜日 18:30～20:00 【その他】 要件の詳細については、法テラス高知地方事務所（Tel 050-3383-5577）にお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
高知県社会保険労務士会	●高知県社会保険労務士会 (住所) 高知市棧橋通2丁目8-20モリタビル2階 (電話) 088-833-1151 【電話相談】 0570-064-794 (ナビダイヤル) 【来訪相談予約電話】 088-833-1151	総合労働相談	【サービス内容】 納得できない解雇や賃金の不払い、退職金、男女差別、社会保険未加入、労働災害、パワハラによる配置転換、転籍など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。 【費用】 無料。通話通信料金は自己負担。 【利用方法・相談時間】 ●電話相談 原則火曜日から金曜日 9:00～17:00 ●来訪相談 第2, 第4水曜日 13:00～16:00 来訪相談は要電話予約。申込先は高知県社会保険労務士会。
	●社労士会労働紛争解決センター高知 (電話) 088-833-1151	紛争解決センターによるあっせん	【サービス内容】 ●労働者と事業主の間で発生した紛争について「あっせん」を行い、解決の援助をします。センターの取り扱う紛争は、次のいずれにも該当するものです。 1. 当事者の一方の住所または所在地が高知県内であること。 2. 労働関係の問題についての個々の労働者と使用者の間の紛争であること。ただし、労働組合がかかわるものや裁判において確定判決があった紛争は除きます。 ●利用者の利便を尊重し、簡単な手続きで、公正、中立、迅速な解決を図るための努力をいたします。 ●あっせん委員は、法律に定められた試験に合格した特定社会保険労務士の中から選任した会員があたります。 【費用】 無料（平成28年6月14日まで）。 【お問い合わせ先】 高知県社会保険労務士会

	問い合わせ先	利用できる制度
高知地方裁判所	●高知地方裁判所民事部 (住所) 高知市丸ノ内 1-3-5 (電話) 088-822-0385	【利用できる訴訟等制度】 ●労働審判 労働審判手続きは、裁判官と労働関係に関する専門的な知識と経験を有する専門家で組織される労働審判委員会が、個別労働紛争を原則として3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停による解決に至らなかった場合には事案の実情に即した柔軟な労働審判を行うという紛争解決制度です。 ●仮処分 ●民事訴訟（訴額が140万円を超える場合） 【費用について】 上記制度のいずれも申立て手数料等が必要です。手数料の金額は、制度、請求金額によって異なります。 【ご注意】 裁判所では、上記制度に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。なお、法律相談及び弁護士の紹介は行っておりません。 【問い合わせに関して】 問い合わせ先 高知地方裁判所民事部 対応日時 毎週月曜日から金曜日（祝祭日を除く） 8:30～12:15, 13:00～17:00
高知県内の簡易裁判所	●高知簡易裁判所 (住所) 高知市丸ノ内 1-3-5 (電話) 088-822-0524 (民事調停・支払督促) 088-822-0479 (民事訴訟・少額訴訟) ●須崎簡易裁判所 (住所) 須崎市鍛冶町 2-11 (電話) 0889-42-0046 ●安芸簡易裁判所 (住所) 安芸市久世町 9-25 (電話) 0887-35-2065 ●中村簡易裁判所 (住所) 四万十市中村山手通 54-1 (電話) 0880-35-3007	【利用できる訴訟等制度】 ●民事調停 調停は、裁判官と民間から選ばれた調停委員で組織される調停委員会のあっせんにより、紛争を話し合いで適切に解決しようとする制度です。 ●支払督促（金銭の請求に限る） ●民事訴訟（訴額が140万円以下の場合） ●少額訴訟（訴額が60万円以下の金銭の請求に限る） 【費用について】 上記制度のいずれも申立て手数料等が必要です。手数料の金額は、制度、請求金額によって異なります。 【ご注意】 裁判所では、上記制度に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。なお、法律相談及び弁護士の紹介は行っておりません。 【問い合わせに関して】 問い合わせ先 左の欄の各簡易裁判所 対応時間 毎週月曜日から金曜日（祝祭日は除く） 8:30～12:15, 13:00～17:00



（高知）労働相談・個別労働紛争
解決制度関係機関連絡協議会